英国の銀行改革(独立銀行委員会報告)

大きすぎて救えない リングフェンスと最低一七%の損失吸収資本

独立銀行委員会

を抜きに、結論から入っていきたいと思います。 した形で今日の話を進めたいと思います。前置き 御紹介いただきました小林です。 レジュメと資料を用意しております。それに即

(1) 独立銀行委員会の設立と最終報告

Ł イギリスでは、二年近く前になりますけれど キャメロン政権が誕生いたしました。そし

> る金融監督委員会、Financial Policy Committee、 が一二月に、これからの金融監督体制の中心にな て、昨年九月に最終報告を出しました。その報告

て、すぐに独立銀行委員会というものを発足させ

林

襄

治

日本語で言うと金融政策委員会になりますけれど Monetary Policy Committee が日本語では金

融政策委員会と訳されているので、Financial

も、イギリスという国は法律ができる前からそう 理して訳しております。法律はまだですけれど Policy Committee のほうを金融監督委員会と無

いうものをつくって活動し出すという国ですの

で、FPCが去年の春にはできて、仮ですけれど

告の方向に沿った銀行の改革が進められていくこ とになっております。 会と政府の支持を得て、独立銀行委員会の最終報 も事実上もう活動しています。この金融監督委員

(2) リテール・リングフェンス

すけれども、 資銀行に、銀行を基本的に分離させる、というこ がコングロマリット化したと言われてい はユニバーサルバンキング化した、あるいは金融 グフェンスです。リングフェンスとは文字どおり 「垣根」ということでございます。今まで、銀行 その提言の主要な内容の一つがリテール・ あるいは、 伝統的な言葉で言えば商業銀行と投 最近の言葉で言えば、リテー たわ けで リン

> 言い出しました。今までここまでやるとは考えて 在として活動してもらわないと困るということを 行は、それぞれ別個の主体として、 りは結構ですよと。しかしながら、 とで別々にやることは構わないし、 ても完全分離ではなくて、 ホールセールの銀行、あるいは商業銀行と投資銀 て分離することになります。ただし、分離とい なかったのですが、 かなり大胆な構造改革に 同一の持ち株会社のも 情報 小売の銀行と 独自の法的存 :のやりと

(3) 最低一七%の損失吸収資本 なってまいります。

13

もう一つの提案は、バーゼルⅢ

のテキストが

低一七%の損失吸収資本を要求しています。資本 昨年の一二月に公表されておりますが、それに対 金を積まなければだめだと言って、ここでは、最 して、バーゼルⅢは不十分だ、もっと十分な資本

は

ル銀行とホールセール銀行を分離させる。あるい

日本で長年問題にしてきた銀証を垣根を設け

う記事が出ておりました。日本の新聞記事です

準で、これを達成するように頑張っていますとい

と、一〇・五%があたかも上限であるかのような

13 務資本、資本に相当するような債務、それらを合 という表現も使われておりますけれども、 わせて一七%、場合によっては二〇%、そのぐら は損失吸収力です。 の損失吸収力を銀行は用意しなければいけない 要するに、株式資本と一部債 正確に

ということを言っております。 例えば昨日の日経新聞に、一〇・五%が国際基

ギリスでは、これっぽっちじゃだめだ、もっとた 印象を私などは受けてしまいます。ところが、イ くさん積まなければだめなのだという議論を公然

思っております。リテール・リングフェンスある うものを十分考えておく必要があるのでない は銀証分離、それから、バーゼルⅢよりはるか かと

ます。

と展開しています。やはりその根拠なり理由とい

に高 ッ セージではないかと私はとらえております。 い損失吸収力というのが独立銀行委員会の

X

(4) 独立銀行委員会報告の背景

これは後に検討いたしますけれども、その規模が 銀行や国が多額の支援を行わざるを得なかった。 の背景です。今回のリーマン危機に際して、 では、なぜこういうことを言うようになった 中央

れども、 リスで言えば、二〇〇九年、二〇一〇年、二〇一 国債が非常に増えてしまっている。 イギ

このすべてが支援だと言うわけにはいきませんけ

非常に大きかった。現在のユー

口

問題を含めて、

まっている。ほぼ一〇%の赤字が三年間続いてい 一年、財政赤字の対GDP比が二桁になってし

る。似たような状況にある国は結構たくさんあり

こんな中で、今までは、 金融危機が起きます てきた。しかし、もうそういうことが当然視されてきた。しかし、もうそういうことはできない。もしそんな金融機関を救っていたら国自体もつぶらことでないかと思います。こういうことをしばらく前から言い始めております。したがって、銀た銀行には退場してもらう、退場がしやすいような構造にしておく必要がある。
この背景にあるのは、今までは大きすぎてつぶる構造にしておく必要がある。

うと解釈しています。
うと解釈しています。
うと解釈しています。
うと解釈しています。
うと解釈しています。
うと解釈しています。
うと解釈しています。
うと解釈しています。

と、大きい金融機関はつぶせない、助けざるを得

とになります。 これらの点が結論であり、これから繰り返すこ

(5) 独立銀行 (ヴィッカーズ) 委員会の構成と

目的

済への信用の流れやリスク管理あるいは貯蓄、支ました。要は、金融危機の可能性と、それに伴うました。要は、金融危機の可能性と、それに伴う図表1「独立銀行(ヴィッカーズ)委員会」に委図表1「独立銀行(ヴィッカーズ)委員会」に委

終報告の中でも何度か「too big to save」という

きたけれども、もうそんなことはだめなんだ。最

て、先進国では財政危機ということが言われてい救えない。もう現状はそうなんだと。世界的に見表現が使われております。要するに、大きすぎて

英国の銀行改革(独立銀行委員会報告)

図表 1 独立銀行委員会 ICB: 構成・目的

独立銀行(ヴィッカーズ)委員会

・委員会(Independent Commission on Banking)の設置

2010年6月新(キャメロン)政権発足直後:銀行構造・金融安定・競争促進について内閣銀 行改革員会に報告——2010年9月 Issues Papers、2011年4月 Interim Report、2011年9月 Final Report、2011年12月政府と FPC が支持声明

・メンバー: Sir John Vickers (委員長): 元銀行エコノミスト

Clare Spottiswoode: 元ガス産業規制庁長官

Martin Wolf: FT 経済部長、Martin Taylor、Bill Winters:銀行出身

・目的(勧告の):1)金融危機の可能性とインパクトの縮小

2) 実体経済への信用の流れ・家計とビジネスのリスク管理・貯蓄の維持

3) 支払いシステムの維持、少額貯蓄の資本確実性と流動性

・原則(目的達成の): A)過剰なリスクテイクの抑制

B) 回復力と清算性の向上による金融危機コストの削減

C) 競争促進

D) 財政負担・金融部門の競争力・GDPへのインパクトの考慮

る。

E) 非銀行部門とより広い金融規制改革への勧告のインパクト考慮

財

政

負

担

P

金

融

部

0)

競

争力を十分考慮

行

部

門 す 減

あ

わせて競争も促進してい

そう

ń を 算

中 削 清算性」

(リゾルバビリティ)

を高め

Ź.

清

やすくする」ことによって金

融

危

機

0

コ

スト

ヤ もう一つ、ここで確認 政 金融監督体 X 権 \Box は ン 既 政 13 権 制 が 0 発 0 改革 足 0 改革 L しておきますが、 7 (英国財務省報 を行 間 b

(6)

告

丰

な って

務

が

お

'n 財

*う*ます。

丰

t

X

口

ことが目的として出され いうことも考慮しながら方向 な金融規 銀行以外 0) 制 改革を行うに当たっ の改革が今行 の保険とかその他も含め てい わ れ ・ます。 を考える。こういう 0 7 0 は あるので、 非 てより 銀

るため 銀 払 行 61 0 ステ 構 造を変える。 過剰 、ムを維持 なリスクテイクが して その r V く。そういうことをや ためには、 行 わ れるような 口 復 力

広範

それを踏まえた二回目の中間報告、そして去年の 制 ました。二〇一〇年に中間報告、二〇一一年にも 「A new approach to financial regulation(金融規 への新しいアプローチ)」という報告書を出 L

秋に最終報告が出されております。

とです。今まで金融監督を担ってきたFSAを大 監督が行われていたけれども、 として、これまでは個別金融機関の規制を中 という話でございます。リーマンショックの反省 にはやはり新しい金融監督体制が必要だというこ るいは、システミックリスク、そういうものに対 処することを考えていかなければならない。それ ム全体の規制・監督も考えなければならない。 この過程で言われたのが金融監督体制を変える 今後は金融システ 心に あ

> 当する機関に分ける、 消費者保護、 市場秩序の維持、そういうものを担 そういう趣旨の改革案を提

言しております。

その結果が、

図表2に書いたような「英国

[の新

イングランド銀行のもとにある金融監督委員会が Aが担っていたものを二つに分割する。そして、 金融監督体制」ということになります。 従来FS

ということになります。 システミックリスクの監視、 削減、 除去に当たる

テールとホールセールの分離、バーゼルⅢより高 行の改革ということで、それが今日お話しするリ 監督体制の改革です。そして、もう一つの柱

が

銀

キャメロン政権における金融規制改革は一つが

(V)

る。

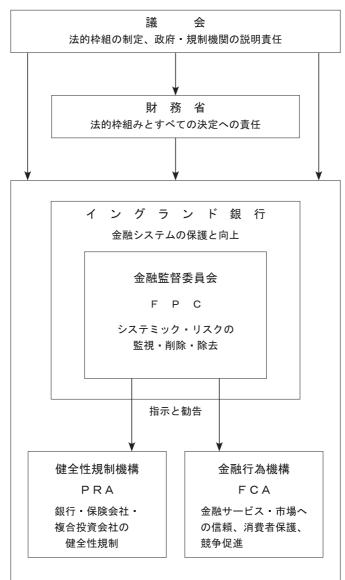
健全性を規制する部分と、金融行為あるいは

督委員会をつくり、

FSAは解体して二つに分け

きく改編する。イングランド銀行のもとに金融監

図表2 英国の新金融監督体制



出所: HM Treasury, A new approach to financial regulation: the blueprint for reform, June 2011より作成。

グローバルな規制改革の動き

られているさまざまな金融規制の改革と表裏一体 うことを、「グローバルな規制改革の動き」とい なければなりません。それとの関係で、現在、グ の関係にあって、その枠組みの中でとらえていか は、それだけで考えるというよりも、この間進め なるところをあらかじめ幾つか指摘しておきたい うことでまとめて、今日のお話との関連で問題に ローバルにどんな規制改革の動きがあるのかとい うわけですけれども、この規制の改革というの しい監督体制をつくりながら新しい規制を行

> ゼル銀行監督委員会 化あるいは資本の量と質の強化です。 (BCBS) でバ これは ーゼルⅢ

]

率であるとかレバレッジ比率、流動性等に関する 合意が得られて既に発表されております。 いう案が出されております。そこで、自己資本比 それ

要な金融機関G・SIFIに対してはバーゼル FSBのもとで、グローバルにシステム上重 \prod

の自己資本比率規制に上乗せする案も決めら

5

率等が、特に損失吸収力に関して後に大いに問題 て、対象となる銀行を含めて昨年の秋に発表され ております。ここで言うバーゼルⅢ の自己資本比

(2) シャドーバンク・バンキング規制

になってまいります。

ング規制ということについて幾つか指摘しておき 二番目に、 シャドーバンク及びシャド 1 バ

(1) 銀行の健全性強化

と思います。

まず、既に周知のとおり、 銀行の健全性規制強

44

そういう議論も進んでおります。

① M 流 動性 F レポ取引・証券貸借取引等の安全性 透)明性

取引、 動性、 方に関する透明性、格付のあり方、保証 それから、 М MFであるとか、 証券貸借取引、そういうものの安全性、流 透明性を高めようという動きがあります。 証券化商品の組成のあり方や取引の仕 全く違いますけれどもレポ のあ ŋ

すけれども、 人は、MMFその他が銀行と似たようなことをや てイギリスでもいろいろ議論があります。二年ぐ こういうものをどうするかということをめぐっ 前の証券セミナーで報告した記憶があるので イングランド銀行のタッカーという

実際危機になったとき、MMFからコマーシャル るのなら、 ーパーを買い取ったであるとか、MMFの持っ これも 銀行として規制すべきといっていま 一つの考え方です。そうではなくて、

 \sim

シャドーバンクというのは中央銀行を持たない、 なことが行われました。このように、い ている資産を買い取ったとか、あるいは投資銀 からも資産をダイレクトに買い取るとか、 ľγ わゆる ろん

式にもセーフティネットを張る、それと引きかえ に健全性規制を強化する。こういう考えもありま

流動性の危機への対応ができない。

したがって公

まで救済の手を差し伸べることになれば、モラル す。けれども、そういう機関、シャドーバンクに

こういう意見が対立しております。

をやるようになる。何とかしなければいけない、

ハザードが起きて、

ますます図に乗って悪いこと

②ボルカールール等

ているボルカールールのような考えがあります。 フランク法に出てくるような、その前から言われ これに関連して、 一つは、 アメリカのド - ツド

行本来の仕事でない。こういう考え方がある。やめてもらいましょう。それから、ヘッジファンドやプライベートエクイティファンド、こういうくしましょう。それから、ヘッジファンるようですけれども、こういうリスキーなことは

銀行が自己勘定でトレーディングをするのは、

銀

ます。とが今後の金融体制に大きく影響してくると思い

③リングフェンス

それから、今日お話しするリングフェンスといそれから、今日お話しするリングフェンスといわない。投資銀行は何をやっても構わない。でも、何をやっても構わない銀行と、そういうことをやってもらっては困る銀行、そういうものはきなんと分離して、それぞれ別々にやっても構わない。ですよ。これがリングフェンスの考え方です。

③ OTCデリバティブ取引等の市場改革

それ以外に、OTCの問題、

それからマクロプ

ス政策手段」として、現在イギリスでこんな問題の政策手段に関して、図表3「マクロプルーデンついては触れません。ただ、マクロプルーデンスを強くない問題等々がございます。それに基準、保険会社の問題、ガバナンスの問題、会計ルーデンス政策の問題、ガバナンスの問題、会計

裕はありませんが、昨年の九月に財務省が出した一覧表になっていて便利です。中に入っていく余が検討されているという資料を載せておきます。

と述べております。今年の三月までにもう一度こできるのかまだわからない、もっと検討してくれろんな手段が言われているけれども、どれが信頼

「金融規制へのニューアプローチ」の中では、い

これらの点がグローバルにどう動くかというこ

英国の銀行改革 (独立銀行委員会報告)

図表3 マクロプルーデンス政策手段 (BOE DP, Dec. 2011)

Instrument	Key pros	Key cons	Historical experience
Countercyclical capital buffers	Direct effect on loss-absorbing capacity; may moderate the cycle	Crude tool if exuberance localised in particular sectors — may even encourage risking up	Pre-crisis capital ratios were poor predictors of stress during the crisis
	Simplicity eases communication	 May be ineffective if risk weights are miscalibrated 	
	Basel III reciprocity mitigates leakages		
Sectoral capital requirements (variable risk weights)	Targeted approach to nipping problems in the bud	May displace risk to other parts of the system — a 'water bed' effect	APRA tightened risk weights on low-doc mortgages in 2004, preventing the market from taking off
	May provide sharper incentives than countercyclical capital buffer	Implementation challenges to ensure consistent application across balance sheet	RBI raised risk weights on CRE lending in 2005–06 — lending slowed. But less effect on non-bank financial lending in 2007
	 Adjusting risk weights on flow of lending relative to its stock could restrain lending in booms or encourage lending in downturns 	Data needs greater than with aggregate tools	
Maximum leverage ratios	Less susceptible to arbitrage and mis-measuring risk than risk-based tools	No penalty for risk, so may create perverse incentives to 'risk-up'	Leverage was a better pre-crisis indicator of stress than risk-based capital ratios
			Canadian banks restrained by leverage ratio
Time-varying provisioning practices	Ensures early provisioning against prospective credit losses	Strong overlaps with countercyclical capital buffers and variable risk weights tools	Spanish regime built up general provisions, but ha little impact on credit supply
Restrictions on distributions	Limits risk of disruption to credit supply — useful in downturns	Uniform cap would penalise healthy banks	Fed introduced presumptive cap on cash dividends of 30% in 2011
		 Cap linked to capital ratio may cause deleveraging 	
Time-varying liquidity buffers	Direct effect on banks' liquid asset holdings and maturity mismatch, increasing resilience	Limited international experience with liquidity requirements	Croatian requirements for banks to hold low-yielding bills helped to slow credit growth
	May also help to moderate the credit cycle	 Microprudential standards still under development 	RBNZ introduced a core funding ratio in 2010
Loan to value and loan to income restrictions	Directly limits risky lending, enhancing resilience to risks from real estate	 Difficult to calibrate the trade-off between financial stability benefits, economic activity and societal preferences for home ownership 	HKMA has operated an LTV cap since 1994. Mortgage losses remained low in the aftermath of Asian crisis, despite property prices falling 40%
	May be less prone to foreign branches leakage		
Margining requirements	May reduce the risk of margin calls precipitating liquidity hoarding and asset fire sales	May be prone to leakage/arbitrage across borders, market segments, and from unsecured lending	 Fed sets minimum margins on stock purchases on credit, but minimum left unchanged since 1971. Limited impact on price volatility, but may have influenced volume of margin credit extended
	Enhances resilience of funding markets	 Capital and liquidity requirements could be used to deliver similar effects in terms of bank resilience 	
Use of central counterparties	Simplifies network interconnectedness and reduces the potential for contagion	Increases systemic importance of infrastructure	Central clearing in derivatives helped contain spillovers following the failure of Lehman Brothers
	Centralises risk management	 Avoidance risk (eg through use of different instruments and moving activity overseas) 	 Despite crisis withdrawals from interbank triparty repo market, CCP-cleared repos remained resilient
	Provides greater transparency		
Design and use of trading venues	May help prevent sharp falls in liquidity and reduce extreme price volatility	May discourage participation, reducing liquidity	Limited empirical evidence
		Avoidance risk (eg move activity overseas)	
Disclosure requirements	Reduces likelihood of information contagion	Liquidity disclosure risks 'spooking' the market or making buffers less usable	Impact of US/EU stress tests largely through release of information about banks' exposures
	Enhances market discipline		

出典:BOE Discussion Paper, Dec. 2011.

の点だけ述べておきます。の案を考え直すということになっております。そ

(4) 破綻処理制度·遺言状

重要な金融機関もつぶれる可能性があり、つぶれておのが、破綻処理制度をきちんとしておこうといいのが、破綻処理制度をきちんとしておこうといいのが、破綻処理制度をきちんとしておこうといになっております。去年の秋にFSBが「破綻処になっております。去年の秋にFSBが「破綻処になっております。

でも非常に強調されております。
がておかなければいけない。この点が今度の報告能性に対して対処できるような手順を前もって決能性に対して対処できるような手順を前もって決まときの影響が大きいわけですから、そういう可重要な金融機関もつぶれる可能性があり、つぶれ

先ほど言いましたバーゼルⅢにまつわるような

か。これらが独立銀行委員会のメインのテーマには分離してやる、それと破綻処理をいかにするにかかわるボルカールールのような排除、あるい銀行の健全性規制、それからシャドーバンク規制

三、英国の銀行構造の特徴

なっております。

これも大半は独立銀行委員会の報告からとったも銀行構造の特徴を確認しておきたいと思います。が大きく出てきたのかということで、イギリスのがということで、イギリスの報告の内容に入る前に、まず、何でこんなこと

(1) 英国経済の現状

のです。

ました。経済成長率は二○○九年にマイナス四・図表4に「英国の主要経済指標」を出しておき

英国の銀行改革(独立銀行委員会報告)

図表4 英国の主要経済指標

	1993- 2002	2003- 2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
GDP 成長率 (%)	3.1	2.9	2.2	2.8	2.7	-0.1	-4.9	1.4	1.1
物価上昇率(%)	1.8	1.4	2.0	2.3	2.3	3.6	2.1	3.3	4.5
経常収支		-1.9	-2.6	-3.4	-2.6	-1.6	-1.7	-3.2	-2.7
		1995- 2004							
財政収支		-1.8	-3.3	-2.6	-2.7	-4.9	-10.3	-10.2	-8.5
純債務残高		37.6	37.3	38.0	38.2	45.6	60.9	67.7	72.9
総債務残高		42.8	42.1	43.1	43.9	52.0	68.3	75.5	80.8

ということです。

のが二〇〇八年から下がり、

失業者も増えている

れ以下ということになります。

図表5のグラフは、こんなふうに成長してきた

物価は消費者物価。経常収支は対 GDP 比(%)。 財政収支は一般政府純借入 (マイナスが借入)・対 GDP 比(%)、債務残高は対 GDP 比(%)

出所: IMF World Economic Outlook, Sep. 2001.

1993-2002. 2003-2004. 1995-2004は年平均。

n

すけ リス てさまざまな銀 ております。二〇〇七年ない 0 図 ところが、二〇〇八年から二〇〇九年に の純債務残高は対G 「表6は、 純債務は れども、 ています。 イギリスの公共部門 独立銀行委員会はかなりずる 兀 こんなにも大変だという数字で 行の救済等を行 \bigcirc %に増えて、 DP比で四〇%以下 し二〇〇八年、 った結果、 それ以降高 の純債務を出 公共部 ・でし か 1 0)

it

ギ

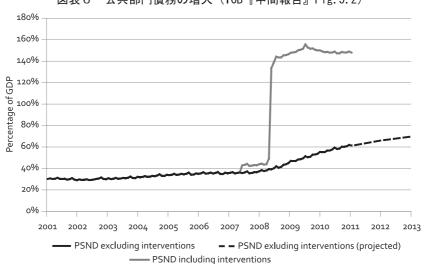
が、二〇一一年は、 ナス四・ 降 九 ○○八年以降マイナスになり、二○○九年が % に % 陥 前後で成長してきましたから、 九%。二〇一〇年は一%を超しました りました。 それまで、 %の予想ですので、 九九 0 そ 年 n が 代 イ 以

で

3.0 2.8 成長率 失業者 105 2.6 GDP (2008 =100) 2.4 100 2.2 2.0 95 1.8 1.6 1.4 85 1.2 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 -- Pre-crisis trend Actual

図表5 成長率と失業(ICB『中間報告』Fig.5.1)

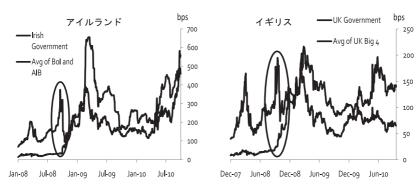
Source: Office for National Statistics, Commission calculations.



図表6 公共部門債務の増大(ICB『中間報告』Fig.5.2)

Source: Office for National Statistics, Office of Budget Responsibility, Commission calculations.

「救済」後のCDSスプレッド上昇 (ICB『中間報告』Fig. 2.3) 図表7



Source: Datastream, Commission calculations. 'Bol' is Bank of Ireland, 'AIB' is Allied Irish Bank. UK 'Biq 4' are Barclays, HSBC, LBG and RBS.

こではアイルランドとイギリスの国債と主要銀 アイルランドとイギリスのCDSスプレッド 図表7です。 IJ] マンショ ック後の、

(2)

す。 七○%強ということで2倍近くに上がっ ということで約2倍になった。これは で見れば、 従ってい イナスが続いているということです。 のでない いるように、 が全部含まれ ○年と二桁のマイナス。多分、今年も二桁を超∙ てです。ネットで見れば、 財政収支で見ていけば、二〇〇九年、二〇 ただし、これ ずれにしても大変なことです。それ かと思いますけれども、 わ 先述 WD 四〇%強であ Ź 7 0 1 国債残高という意味での債)図表4 る数字 は 政府 です。 による銀 「主要経済指標」 四〇%弱であったの ったも Ι そのぐら のが 行 M :の債; F グ ほ 0 務 口 ぼ デ 7 務残 保 スで見 八 以 出 61 \bigcirc 夕 証 ま が H. %

ます。

ここが、いつかっかいこういこうこうごというのCDSスプレッドです。スプレッドとなってい

保証料そのものだと思います。それが二〇〇八年ますが、いわゆるプレミアムと考えてください。

は一旦下がりますけれども、その後も上がり続け両方とも上がったということです。アイルランドの秋に派手に上がりました。これは銀行、国債の

ン危機と連動してしまっているという話でござい比べればかなり高い水準です。銀行危機がソブリる。イギリスは多少おさまったけれども、過去に

いているということです。 目盛りが違いますので、その点だけちょっと注意 目盛りが違いますので、その点だけちょっと注意 まだイギリスはまともです。けれども、五〇ベー まだイギリスはまともです。けれども、五〇ベー まだの図、アイルランドとイギリスでは

③ 対GDP比で見た銀行の資産規模

イギリスの銀行構造を考える上で重要なのは、イギリスの銀行構造を考える上で重要なのは、 で高いのです。一般にヨーロッパの銀行は高いで に高いのです。一般にヨーロッパの銀行は高いで に高いのです。一般にヨーロッパの銀行は高いで に高いのです。一般にヨーロッパの銀行は高いで に高いのです。一般にヨーロッパの銀行は高いで に高いのです。一般にヨーロッパの銀行は高いで に高いのです。一般にヨーロッパの銀行は高いで に高いのです。一般にヨーロッパの銀行は高いで に高いのです。一般にヨーロッパの銀行は高いで に高いのです。一般にヨーロッパの銀行は高い。ア に高いのです。一般にヨーロッパの銀行は高い。ア に高いのです。一般にヨーロッパの銀行は高い。ア は、大きない。といて、 は、これば、 と、は、これば、 と、は、これば、 と、これば、 と、これば

%以上です。アメリカがシティグループを救ったメリカはたかが一○○%なのにイギリスは四○○

RBSを救ったときは九九%であった、と指摘さDP比で一六%であった。ところが、イギリスが

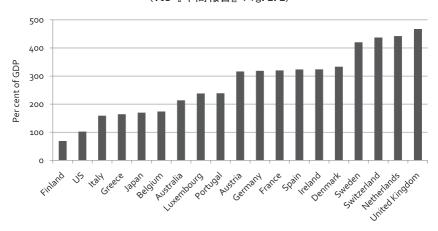
とき、シティグループの資産規模はアメリカのG

れています。これは大変なことで、こんなことは

からもある程度想像できます。要するに、銀行の二度とできない。ここで言われている数字の規模

英国の銀行改革(独立銀行委員会報告)

図表 8 主要国銀行の対GDP比でみた資産規模(2009年) (ICB 『中間報告』Fig. 2. 2)



Source: ECB, Eurostat, published accounts, national sources, IMF, Commission calculations

Source: ECB, Eurostat, published accounts, national sources, livir, Commission calculations

膨らんできたということです。

政府、そして金融

図の下から家計、

企業、

ころが、 手に増えたというのが特徴です。 家計、 機関 は二○○%から三○○%強に増えただけです。と 一〇〇%ぐらいまで増えています。 企業、 (銀行以外のものも含みます) となります。 金融機 政府を実体経済と見ますと、これら 関部 門 は Ħ. ○%以下だったのが 金融部門が 派

(4) 銀行の規模拡大の理由

規模が大きいということです。

見ていくと、幾つかの数字がございます。

図

銀行の規模がこんなふうに大きくなった理由

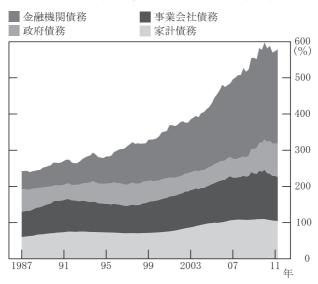
「イギリスの各経済部門の債務残高の対G

D 表

P 9

昇した。この一五年ほどの間に債務規模が大きくのが、二○一○年になると六○○%ぐらいまで上比」です。一九八七年に二四○%ぐらいであった

英国の経済部門別債務残高の推移 (BOE, DP, Dec. 2011) 図表 9



がこの一 出 金融部門への貸出しが非常に増えています。これ ております。これを見ても、 し動向を家計と企業と金 図 表 10 五年間 が 英国 の歴史であったという話になって 0 銀 行 0 融機 貸 銀行の貸出しの中で 畄 ľ 関に分けて提示 動向」 です。 貸

まい

ります。

クレイズ、 (5) 金」です。 図 表 11 英国 の四大銀行の部門別貸出 が R B S 四大銀行というのは、 英 国 0 四大銀 行の部 門 預

約八○%を占めております。 を独立銀行委員会が何とか合わせてつく これは、各社のバランスシートの部門

プです。

の国内、

それから、

日

口

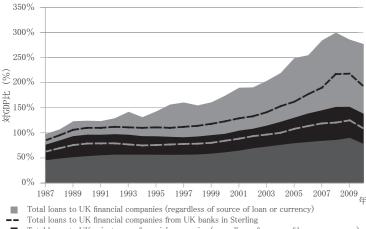
ツ

0)

EEAとなっていますが、 四大銀行でイギリスの銀行全体の資産 ロイズ・バンキング・ パ これは、 H S B C 銀行はEEA内 別貸 イギ 别 た数字 出 0 IJ b ル バ Ź 預 1 1

英国の銀行改革 (独立銀行委員会報告)

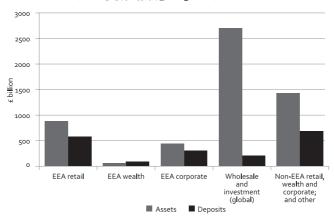
図表10 英国銀行の貸出動向 (ICB 『最終報告』Fig. 3. 4)



- Total loans to UK private non-financial companies (regardless of source of loan or currency)
- -- Total loans to UK private non-financial companies from UK banks in Sterling
 - Total loans to UK households from UK banks in Sterling

出所: ICB『最終報告』図3.4.

図表11 英国 4 大銀行の部門別貸出・預金(2010年末) (ICB 『最終報告』 Fig. 3. 2)



Source: Company accounts, Commission estimates.

Figure 3.3 shows for all UK banks the amount held in sterling deposits from, and the amount of sterling loans to, different sectors of the UK economy.

バー 5 図のとおりです。圧倒的な資産規模を誇っている ております。ホールセールないしインベストメン のがホールセール部門です。会社によっては 会社への貸し付けです。これは額から言うとこの めた活動、これがEEAのリテールです。それか 由に支店を出せますから、そういうところまで含 少ないので無視します。 ウェルスというのはプライベートバンキング クレイズは「グローバル」という名前を使っ 次がEEA内の事業

年ないし二〇年の伝統です。

ポンド建て貸出し・預金について見たのが図表

(EUと言ってもほぼ同じですけれども) では自

す。

えばオーバーローン、これがイギリスのここ一五 も、預金以上の貸出しを行っている。日本流に言 らEEAコーポレート、そういう部門であって ついでに申しておきますと、リテール、それか

ています。ポンド建ての国内業務です。 ども、家計と事業会社、それから金融機関に分け 12でございます。これは分類基準が違いますけれ 海外で

やっているのもごくわずかありますけれども、

玉

こういうのがイギリスの銀行だということになっ こでも金融機関との取引が非常に大きいのです。 内業務に関して言えばこんなふうになります。こ

てまいります。

す。

しかも、

ホ

ールセールの場合、

右側が預金で

左側が資産ですから、

ほとんど預金に依存しない

でこういう活動をしているということになりま

す。

非常に大きい。EEA以外の海外ということで

それから、もう一つは海外部門です。これも

る部門の資産が圧倒的に大きいという構造で

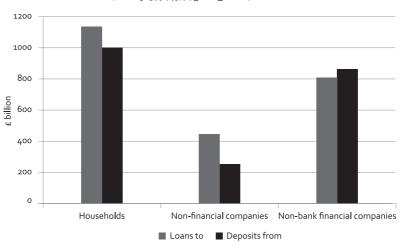
てい

トバンキング、あるいはグローバル部門と言われ

56

英国の銀行改革(独立銀行委員会報告)

英国全銀行のポンド貸出・預金 (2010年末) 図表12 (ICB 『最終報告』 Fig. 3.1)



Source: Bank of England, Commission estimates.

行

それ

住宅金融 ゴ] i

七

ル

ガン・スタンレー、

JPモルガン、

野村など ドマン、 の大手で

ビー・ナショナルを二〇〇四年に買収しました。 ほとんどが投資銀行です。 めます。 なってまいります。それから、子会社というのは これを除くと、 書い が子会社となってい てありますけれども、これはスペイン 東 それ以外が子会社と支店ということに 証にも上場していたイギリス それ以外は、 、ます。 サンタンデールが真

0) P

中

i

英国

す。

真ん中が子会社として業務を営んでいるとこ

です。 れは、

す。

右

側が

支店形式で入ってきているところで

ギリ

ノス籍

の銀行が資産規模で六割ぐらい

(6)次に図っ |表 | 13 「の主要銀行の資産額 英国主要銀行の資産額」

イギリスにどんな銀行があるかを見たもの

です。

番左側に出ているのがイギリスの銀行で

図表13 英国主要銀行の資産額

	Assets (global group pillions)	Per cent	UK subsidiaries of international banks ^(a)	Assets (UK group £ billions)	Per cent		Assets IK branch E billions)	Per cent
HSBC	1,619	14.1	Credit Suisse	557	4.9	Deutsche (EEA)	391	3.4
Barclays	1,476	12.9	Goldman Sachs	474	4.1	UBS	366	3.2
Royal Bank of Scotland	1,441	12.6	Morgan Stanley	331	2.9	JP Morgan	315	2.7
Lloyds TSB	854	7.5	Santander	303	2.6	Credit Suisse	141	1.2
Standard Chartered	330	2.9	Nomura	203	1.8	Credit Agricole (EEA)	114	1.0
Nationwide	192	1.7	JP Morgan	190	1.7	BNP Paribas (EEA)	107	0.9
The Co-operative	46	0.4	UBS	163	1.4	Citibank	103	0.9
Yorkshire Building Socie	ety 30	0.3	Royal Bank of Canac	la 46	0.4	Bank of America	43	0.4
Coventry Building Socie	ety 22	0.2	National Australia	44	0.4	ING (EEA)	43	0.4
Northern Rock plc	19	0.2	Mizuho	33	0.3	National Australia	40	0.3

Source: FSA data as at 2010 H2

る。それから、

アメリカで商業銀行も持ってい

出所:BoE and FSA

Our approach to banking supervision, May 2011

やす バルに活動しているところです。 でもやっています。 (7)国内を中心とするリテールで、 の構造から成っていることになります。 そうしますと、 香港ではリテールもやり、 英国 い例で言えばHSBCなどの活動がそうです の銀行の構造の特徴 イギリスの銀行というのは三つ 次は、 投資銀行としてグ 銀行券も発行して 最後は、 部

は

日

口

ツ

わ

か 口

n

イギ

す。 投資銀行として出てきたか、 証券会社を買収して子会社をつくったグ 右側 は支店として出てきているとところで あるい は イ ギ ル IJ プで ス 0

す。

欧米

の大銀行です。これが支店として何を

うことになってまいります。

あるいはグロ

]

バルビジネスを展開しているとい

やっているかというと、

基本的には、

投資銀行業

⁽a) Including bank holding companies.
(b) Excluding Royal Bank of Scotland NV and combining two Credit Agricole branches

まれてまいります。このように、イギリスの銀行 うことを見ていただきたいと思います。 と言っても、それは三つの層から成っているとい ています。そこにはホールセール以外のものも含

ます。

あるいは世界各地でいろんな活動を展開し

四、リテール・リングフェンス

は、 うにする。 論が展開されてくるわけです。独立銀行委員会 討しながら、 なしに困難に陥った銀行の整理を容易にできるよ のか。ここに、リングフェンスを張ろうという議 では、こういう構造の中で一体何が問題となる 完全に清算する、 銀行の本来の目的が何なのかということを検 整理には再生ということも含まれます 議論を展開します。まず、公的資金 その両方が含まれます。そ

れから、

金融システムの他の部分から、家計や中

金

なこと、そういうリスクを減らすことが重要なの だ。そして、過剰リスクテイクをとるようなこ も中断することができないサービスがある。そう 小企業など代替性のない銀行サービスを受けてい いうものは他のリスクからきり離すことが必要 る部分を切り離す必要がある。銀行にはどうして 財政資金を投入しなければいけなくなるよう

14に「リングフェンス銀行の業務例」を載せまし 時間の制約もありますので先を急ぎます。 図表 だと言っています。

た。この私の日本語訳に即して説明します。

リングフェンス銀行というのは必須 mandated

融の世界です。 は、一時的中断でも大きな経済コストを招く、 業務を行う銀行です。 つ顧客はその中断に備えがない、そういう小口 当座貸越しです。これを必須サービスとして 具体的には、個人や中小企業の預 必須業務の原則というの

図表14 リングフェンス銀行の業務例(訳)

必須業務

・個人・中小企業の預金・当座貸越

許容業務

EEA 内でのすべての顧客に対する

- ・預金・支払いサービス (当座勘定・貯蓄勘定・投資商品の販売を含む) EEA 内での個人・非金融会社に対する下記のサービス:
- ・消費者・企業への担保付・無担保の貸付(モーゲージ・クレディット カードを含む)
- ・貿易金融・プロジェクトファイナンス
- ・非リングフェンス銀行の商品の販売・アドバイス

禁止業務

- ・EEA 域外でのすべてのサービス
- ・金融機関への預金受入れ・支払いサービス以外のすべてのサービス
- ・すべての顧客に対する下記の活動を伴うすべてのサービス
 - *代理や自己を問わず、デリバティブ取引の組成・アレンジ・執行
 - * 証券投資(株式、社債、転換・交換証券、転換社債、パートナー出 資、投資信託、ETF等)
 - *証券のオリジネイティング・トレーディング・貸出・マーケットメイキング

(債務証券、株式、デリバティブ、資産担保証券を含む)。 ただし、自行の証券化商品のオリジネイト・保持はできる。

*株式と債券の販売の引受(私募を含む)。

ことを言っております。 投資銀行は個人からの預金は一切認めないという リングフェンス内の銀行だけがやることになりま 投資銀行はやってはいけないということで、

は、 論をしております。その結果として、 やってもいい 務は下のほうに書かれていることです。ここで 次に、禁止業務というものを設けます。 ナローバンク論であるとか、投資銀行業務を のかいけないのかとか、 リングフェ いろんな議 禁止業

取引の す。 場へのエクスポージャーを拡大する、このような スの提供以外のすべてのサービス、デリバティブ リスクをとるものはだめだということになりま ンス銀行の清算を困難にする、グローバル金融市 金融機関からの預金受け入れと支払いサービ 原則としてEEA以外でのすべてのサービ 組成やアレンジ、市場リスクをとることに

なる証券投資、これも一切、リングフェンス内の

グ、これも一切だめ。それから、株式と債券の引 す。それから、 小売銀行ではやってはだめだという話になりま レーディング、証券貸借、マーケットメーキ 証券のオリジネイティン グやト

売銀行はやってはいけないということです。 業務、こういうもの一切はリングフェンス内の小 であるとか証券投資関連業務、いわゆる投資銀行 受けもだめ。言ってみれば、トレーディング業務

になります。これが許容業務です。一般的な預 禁止されなかった業務はやってよいということ

金・支払いサービス、これはいろいろできる。そ

ゲージ、クレジットカードを含む)はできるし、 れから、 当然、 無担保、 有担保の貸し付け(モー

売ることは構わないというような話になってまい 貿易金融やプロジェクトファイナンスは構 それから、 投資銀行等の商品を代理人として わな

ります。このように、リングフェンス内の銀行は

0

は必須業務以外のものは何でもできる、こういう したという話でございます。 あるいは投資銀行と商業銀行の分離、それを徹底 ふうに分けます。要するに、銀行と証券の分離

必須業務と許容業務だけできる、投資銀行のほう

取引の場合には市場価格で取引するということに 関係として対等の関係でやりなさい。それから、 ループ内での取引を行う場合には、第三者同士の さいということになってまいります。ただし、グ わない。それぞれが独立の法的存在としてやりな しかし、持ち株会社内で分離してやる分には構

> 求めないということになっております。 ないし、 EUの法律もありますので、完全分離は

て、完全分離したからうまくいくというわけでも

では基本的に禁止されているから問題はな かの投資銀行業務をやるようになったら、いざ清 ボルカールールに関しては、リングフェンス内 ほ

によって明確に分けていく基本的な考え方になっ てくれと言っております。これがリングフェンス ら、それは認めない。やるのなら投資銀行でやっ なくとも即座に清算できないことになる。だか 算するときに非常に面倒くさいことが起きる。少

になります。

て、こういうふうに銀行を分けてみるということ

ボードのメンバーは、一人だけがどこかに参加す たす、かつ独自のボードを設ける。それから、 なります。また、それぞれが規制要件を独自に満

ることはいいけれども、たくさんのボードに席を

見ていただきました。図表11です。 ただければ、リテール部門とホールセールない 先ほどイギリスの主要銀行の部門別のデータを これを見てい

ないかと私は考えております。わかりやすいのでないかと思います。また、ある程度まではこういう実態に分かれているというこ程をすがはこういう実態に分かれているということを反映して、リングフェンスが考えられたので

がこんなにも違います。ですから、それぞれ分け

吸収力の増強 五、バーゼルⅢは不十分・損失

(1)

銀行の問題点

(現状認識

て、まず、too big to fail、大きすぎてつぶせない独立銀行員会報告は、現在の銀行の問題点としりに損失吸収力一七%という話になるわけです。代わでは、バーゼルⅢは不十分という話です。代わ

ということでしょっちゅうベイルアウト(救済)

は何としても是正する必要がある。こういうことは何としても是正する必要がある。こういうことは、破綻の経いが行われてきた。そういうことは、破綻の経いが行われてきた。そういうことによって過剰なりが行われてきた。そういうことによって過剰なりが行われてきた。そういうことによって過剰なりが行われてきた。そういうことによって過剰なりが行われてきた。そういうことによって過剰なりが行われてきた。そういうことによって過剰なりが行われてきた。そういうことによって過剰なりが行われてきた。そういうことによって過剰なりが行われてきた。そういうことによってもしてもということによっている。

イングランド銀行で出しております Financialを言っております。

を目標にしている銀行はナンセンスだと非常に強Stability Report の去年の一二月号では、ROE

小峰さんが、同じようなことを言ったり書いたりとき、証券経済研究所の中の同僚で、亡くなったは一九九○年代ぐらいだと思っております。その調しております。日本でROEがはやり出したの

しておりました。ROEというのは直接にはリス

レバレッジを隠してROEだけを目標にして、こROEは高くなるというのは当たり前の話です。クを測定しておりません。レバレッジを高めれば

の目標を実現する、そういうことを言い出すと、

く。今さらという気もしますけれども、そういうどうしても高リスク・高レバレッジになってい

発 展開しております。 のはけしからんと二、三ページにわたって議論を

②債権者が全くリスクを負担しない構造

もう一点は、債権者が全くリスクを負担しない

ど述べましたようにオーバーローンの状態です。者、その両方です。特にイギリスの銀行は、先ほ構造になっている問題です。預金者と社債の保有

入れていたということでございます。りました。あるいは、地方銀行からコールを取り昔の日本ですと、日銀が全部面倒を見てくれてお

たら、そういう債券には果たして適切な価格がつ入れてファイナンスするという構造です。そうし行して、あるいはオーバーナイト等で資金を取りところが、イギリスの銀行は、各種の証券を発

反映しないようなものになっているのではない事実上ございませんので、負債コストがリスクをいているのか。今まで損失負担させられたことは

る、したがって銀行が安定する、そうすれば負債式資本を増やすことによってレバレッジが低下すか、こういうことを強調いたします。むしろ、株

ないかということで、株式を強調します。これに

コストが下がる、そういうことが考えられるので

に期待する収益、すなわち資本コストが高くなり対して、伝統的に株式資本を増やすと、株式投資

成長にとってマイナスだ。この議論は確かにそのたがって貸出し金利も高くなる。とすれば、経済

ますので、銀行の資金調達コストも高くなる。し

は大体五〇%です。

あるいは計算の便宜の上

一から

とおりです。

しかし、

独立銀行委員会報告は、

それはどの程

度かを計算してみる必要がある、と言って程度の

問題として片づけます。もし仮に七%の自己資本 比率を二〇%に増やすと、一三%分、 自己資本比

率が上がります。ところが、一 資産に対するリスク・ウエート・アセットの比率 般的に言えば、総

Ħ. スト一五%を仮定して計算すると、六五ベーシス 四〇%強です。) それで債務コスト五%、株式コ イント、 ○%とします。 コストが上がることになります。 (現在のイギリスの主要銀行は 実際

(2) 金融危機のコストの実証的研究の紹介

とはないという議論をしております。

にはここまで上がらないでしょうから、大したこ

金融危機のコストの実証的な研究あるい

う議論を出しています。 正自己資本比率は七%から二〇%の間らし ないという議論になってまいります。それでも適 す。だが、いずれにせよ、 が生じたとか、そんなことを幾つか紹介い GDPの一九%から一六〇%、平均六〇%の損失 か二五年に一度各国で起きている。それによって やってい は理論的な研究、 る研究を紹介します。 IMFやバーゼル委員会などが 何でこういう数字が出て 経済効果はよくわから 金融危機は二〇年 たしま

(3) バーゼルⅢの七%は前進だが不十分

くるのか、読み方の不足でまだわかりません。

ぎない。この計算過程はよくわかりませんが、こ 機のコストを過小評価しているのでない が決まったことは前進だけれども、これは金融危 で計算するとGDPのロスはせいぜい一 それから言っていることは、バーゼルⅢで七% 九 %にす これ

非常に大きい。 ういうことを言って、救済に伴うコストはもっと 七%は到底に認められない、 もつ

と高い必要があるのだと言います。

もっと高い必要があるということで、バーゼル

でも、グロ

ーバルにシステム上重要な機関

G

SIFI)には最大二・五%上乗せするというこ

とが決まっております。そうしますと、七%に バルな基準になります。それに対して、根拠は分 五%を上乗せした九・五%が大銀行のグロ 1

も少なくともG・SIFI並みの必要があるので

これは六行を想定しておりますが、これに対して かりませんけれども、イギリスの国内の大銀行、

ないか。このような議論をします。したがって、

七%に三%を乗せて一〇%。これをリングフェン %を提案しています。 ス ・バッファーとして国内リテール大銀行に一〇

もっと高い株式資本比率にはシンパシー、

(4)

だが限界

もっと高い自己資本比率にしたいと言っている

は否定できない。もう一つは、イギリスの場合、 それに伴う経済のマイナス効果もあります。これ 達コストが高くなりますから信用コストが増え、 わけですが、それには限界があります。当然、調

ません。したがって、イギリスの銀行だけ特別に イギリスに入ってくることを阻止することはでき EUの一員ですから、ヨーロッパの銀行が支店で

行を全部支店にしてしまうことだってやろうと思 高い自己資本比率にすれば、イギリスの銀行です ら本社をヨーロッパ大陸に移して、イギリスの銀

できない。ところが、イギリスの大銀行がグロ 応が非常に難しくなる。 るような形にすると、何か問題が起きたときに対 したがって、余り高くは

]

えばできる。ところが、そういうふうに支店でや

5 バ いならいいでしょう、そういう腰だめ的な議論に ルに重要な機関に指定されれば九・五%ですか 九・五%と一〇%では大差はない。 このぐら

なります。

ただ、銀行内で安全にできるのなら、そのほうが らどうぞやってください、と居直っております。 グ的な部分が銀行の外で行われるようになるかも いいですよという話です。 しれない。これに対しては、それなら結構ですか それから、 規制強化したのでシャドーバンキン

期 制とかいろいろ含めて考えなければならない問題 日 行は危ないというふうに見られてしまう。現に今 めに資産を売ります。また、今増資するとあの銀 いう問題にどう対処するか、そういう問題が過渡 1 の問題としてあることは認めています。配当規 過渡期にどうしてもレバレッジが縮小させるた ロッパで起きていることだと思います。こう

> 考えているようです。 がありますが、これらは過渡期の一時的な対策と

(5) 損失吸収負債(ベイルイン)

そうすると、株式を大きく増やすのは非常に

を増やせばいいのでないか、そういうことで今い しい。では、損失を吸収してくれる資本的な負債 ろんなところで検討されている、ベイルインとい

債、 ます。ベイルイン・ボンドが強制的株式転換社 させる、そんなニュアンスの言葉になってまい す。ベイルアウトは救い出すわけですけれども、 う概念を検討いたします。 ベイルインというのは逆に、 ベイルインというのはベイルアウトの逆さまで

ンの権限を握るという話になっております。

が、

が発行されております。それと似ているものです

簡単に言えば、自己資本比率がたとえば八%

ますが、たしかロイズ・バンキング・グループcapital、偶発転換資本、そんな形で訳されてもい似たようなものとして contingent convertible

ことがあるかもしれません。そういうようなものす。あるいは COCOs という名前で時々聞かれるスでは一部の銀行が発行しているというものでだったと思いますが、去年発行しました。イギリ

ことです。

現在発行されているものについて、

細かくは検

ういうたぐいのものがベイルイン・ボンドというを割ったら、この社債は株式に転換しますよ、そ

段階で株式に転換してもらう、そういうのが(プて、そういうものを発行したら、当局が認定したを設定して発行しているわけです。これに対し討しておりませんけれども、各銀行が勝手に条件

権限を課すというもので、一年以上の長期の無担きだ。これは、前もって予定された社債に対してります。まず、当局がベイルインの権限を持つベライマリー)ベイルイン・パワーということにな

めてすべての債務に損失を負担してもらう、そう

保債を想定しております。これ以外に、

預金も含

ンダリー・ベイルイン)。ただし、この部分は余いうことも検討課題としては残っています(セカ

議論をしておりますけれども、技術的な話なのでのを明確にする必要があるということで幾つかのあるとか預金の清算の際の優先順位、そういうも

際に、法律上その他の問題から、担保の扱い

イルインを中心にしていくということです。り実効性がないということで、プライマリー

その

これは省きます。

(6) どれだけ資本 (損失吸収力) は必要か

ショ シュ から、 初 代から二〇〇〇年代の初めにかけての危機。 ゼロまでを出しています。図表16は、 は くらいの損失をこうむったのかを示します。これ にかけて銀行が対RWA(リスク資産)比でどれ きました。 ものです。 61 個 必要なのか。ここの議論は非常にわかりやすい めのフィンランド、 それでは、 ック以降に限らず最近の、日本の ・バンクの三九%からソシエテジェネラルの 別銀行のデータです。アングロ・アイリッ 韓国の通貨危機。それから、一九九〇年代 図表15 図表15と図表16に二つの図を載せてお 資本 は、 (損失吸収力) 二〇〇七年から二〇一〇年 スウェーデンの危機。それ としてどのぐら 一九 IJ] 九〇年 それ マン

> だめの議論だというのが私の解釈ですが、 %、そのぐらい必要となります。これは全くの腰 すると、 銀行の二四%の例が最大です。 外とすると、デクシアの一六%、それから韓国 す。簡単に言えば、 る。そうすると一六%から二四%必要だ、 を参考にして、大体このぐらいのロスを出 一六%から二四%、 アングロ・アイリッシュを例 中間をとって二〇 したがって、 経験的 としま して そう

(7) ベイルイン・ボンドの発行コストは高くない

そうしますと、

ギリスではさまざまな優先無担保債が発行され す。この議論をイギリスに即していたします。 場合、コストが高いのか低いのかが問題になりま ルイン・ボンドの発行コストはせいぜい一%高 おります。これらの既存 ベイルイン・ボンドを発行した の社債と比べると、

から、

アメリカからは何をとったか忘れてしまい

ましたけれども、

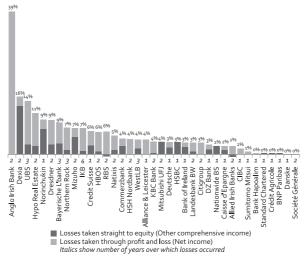
一九八〇年代から一九九〇年

かなりの危機がありました。これら二つの図

判断の分かりやすいものです。

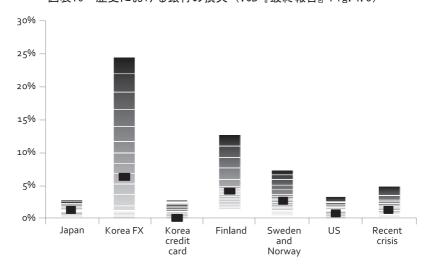
証券レビュー 第52巻第3号

図表15 2007-10年における銀行の損失 (ICB 『最終報告』 Fig. 4.4)



Source: Bankscope, Commission calculations. 67

図表16 歴史における銀行の損失 (ICB 『最終報告』 Fig. 4.5)



Source: BCBS.69

七%発行しても、トータルの資金コストはせいぜ だけであろう。それで計算しますと、ベイルイ ・ ボ ンド対リスク・ウエート・アセット比率で

り発行してもらうほうがいいのでないか、という この程度では大したコストでない。それならやは い三・五ベーシスポイント増えるだけであろう。

ておきます。

①リテール銀行に要求される自己資本比

(8) 資本要件の図解例

ことになります。

解例」で確認しておきたいと思います。 の点を最終報告から図表17として「資本要件の図 そうすると、全体の結果としてどうなるか。こ 図表は原

なお、ここではリテール銀行とインベストメン

文のままのせます。

れども、その話は除いて大銀行を念頭にお話しし バンク、 また、小規模銀行には例外規定がありますけ 小売銀行と投資銀行を分けておりま

一番下にバーゼルⅢのコア(ハード・ミニマ

4 で

うに、リテール大銀行も重要なので、グロ は資本保全バッファーが二・五%加わります。そ 株式)四・五%がきます。これに、 れから、リテール銀行には、先ほど述べましたよ バ ーゼルⅢ ーバル

ます。そうしますと、これで一〇%ということに で、三%のリングフェンス・バッファーが加 なります。これでリテール・リングフェンス銀行 わり

す。 には一〇%の株式資本が必要だという話になりま

間五年以上の劣後債ですが、優先株を一・五% 務性の資本 これに加えて、 (非株式資本)、 バーゼル委員会が認めて 要するに優先株と期 61 る債

に重要な銀行とほぼ同じ水準を課すということ

図表17 資本要件の図解例 (ICB 『最終報告』Box4.9)

	Retail Bank		Investment Bank		
			Insured deposits		
Total PLAC (below) = 17%	Insured deposits Other liabilities	Total PLAC (below) = 20% of RWAs	Other liabilities Subject to secondary bail-in		
of RWAs PLAC to 17% = 3.5%	Subject to secondary bail-in Bail-in bonds	PLAC to 17% (4%) + resolution buffer (3%) = 7%	Bail-in bonds		
Basel III = 3.5%	Non-equity capital	Basel III = 3.5%	Non-equity capital		
Basel III minimum CCB (2.5%) + ring-fence buffer (3%) = 5.5%	Equity – CCB	Basel III minimum CCB (2.5%) + G-SIB surcharge (2.5%) = 5%	Equity – CCB		
Basel III = 4.5%	Equity 'hard' minimum requirement	Basel III = 4.5%	Equity 'hard' minimum requirement		

②投資銀行に要求される自己資本比率

図

ルバンクに対する要求になります。 それと劣後債を二%持ちなさいということになり イン・ボンドを発行してください、それがリテー なります。そうすると計一三・五%になります。 ますから、それで三・五%の非株式資本が必要に 一七%を最低とすれば、あと三・五%分のベイル

ります。

要求がだされます。この図表17では、インベスト ン・バッファーとして三%上乗せする、そういう が大きいと認定した場合には、レゾリューショ 計画がはっきりしない、あるいはそういうリスク 同じですけれども、 ただし、投資銀行の場合、リテールでも原則 破綻処理が難しい。 破綻処理

メントバンクには三%を乗せて二〇%にするとい

うふうに出ております。ただし、独立銀行委員会

は、その三%は小売銀行にも課し得るというもの の提言、あるいはイングランド銀行による解説で

ン・バッファーを課す可能性が大きいかもしれ です。ここは投資銀行のほうがレゾリュ ーショ

いということになっています。

は、 力)をと言う話です。一〇%を株式で、それ以外 結局一七%から二〇%の自己資本 損失を吸収する資本で七%から一○%という (損失吸収

加えて、リングフェンス・バッファーでなくてグ 表ではハード・ミニマム株式) 投資銀行に対しては、まずバーゼルのコア 四・五%。これに

口 ファーの二・五%が加わります。これらで計九・ 二・五%と、、とバーゼルⅢの資本保全バッ ーバルにシステム上重要な機関に対する付加

はベイルイン・ボンドを四%分発行する必要があ ますと、一三%になります。一七%にするために 五%となります。これに非株式性の資本が加わり

話になってまいります。それが今度の提言という ことになります。

③損失吸収資本の水準は高すぎるか

なります。それにカウンタシクリカルなものを で、最大一五・五%になります。そうすると、十 二・五%上乗せするという議論をしていますの 見えます。けれども、バーゼルでも一〇・五% ローバルな付加部分二・五%を加えると一三%に (最低七%に非株式資本の三・五%)、それにグ 損失吸収資本に関して言えば、一見高いように

株式資本だけに関して言えば、一〇%周辺を要

す。。

産に対する割合を五〇%として計算すると、 アセットRWAに対する比率です。RWAは総資 求しているわけです。これはリスク・ウエート・ 総資

二〇倍ということです。二〇倍というのはア ゚メリ

言い換えれば、レバレッジ比率五%、

レバレッジ

産に対する株式〈自己資本〉の割合は五%です。

は当たり前でないかというような数字だと思いま ジの水準です。株式資本が大体これぐらいある じです。また、歴史的に見たイギリスのレバ カの銀行当局のやってきているこの間の規制と同 レッ

て、それでも足りないから、 おさめましょう、そういう話になります。 に言えば、レバレッジ二〇倍ぐらいという常識 す。理屈をこね回しておりましたけれども、 債務性 の資本で、 そし 簡単

バーゼルの非株式資本とベイルイン・ボンドで

三井住友銀行は、 %超ということを強調しております。そうします 九%を要求していると聞いております。また、 中間報告では自己資本比率一七

一七%というのはそれほど高くない数字で

現在、

七%はめちゃくちゃに高いわけではありません。

スイスの銀行当局はUBSとCSに対して

74

補っていく、こうすれば、銀行を安定させられる のでないか。 これがこの報告メッセージでないか

と思います。

(8) 破綻処理しやすい構造の整備

なっています。これらの背景にあったのが、 りもう一つのメッセージで、損失吸収力と対に グフェンスを張って、投資銀行と小売銀行を分け ることがあるので、つぶれた際に破綻処理しやす リン危機には陥らないよう十分に対処しておく、 ておくことが絶対必要なのだ。これも先述のとお い構造にしておく必要がある。このためにはリン 最後にもう一つ。そうはいっても銀行はつぶれ ソブ

六、今後の見通し

EUとの調整で、何かをめぐってけんかになるの を目指しております。この法律を施行するのには 最後に、これらの改革は二〇一五年の法律制定

これは昔からイギリスはやってきたことです。ど か、大騒動になるのかわかりません。けれども、

ういう調整が必要で、進んでいくのか分かりませ ん。

(V

ま一つの問題は、

リスクをとっておりませんけれども、 題です。 の銀行やアイルランドとスペインのリテールビジ ヨーロッパのソブリンに対しては大した 現在のイギリスの銀行の問 ヨーロッパ

こういう話でないかと思います。

表18に示してあります。この厳しい状況の中で何 ネスにはかなり手を出しております。この点が図

が起きてくるのか分かりません。しかも、イギリ

75

証券レビュー 第52巻第3号

図表18 英国銀行の対ユーロ圏エクスポージャー

(10億ユーロ)

			(10185年 日)			
	ソブリン	銀行	民間非銀行	合計	引当金	コア Tierl比 (%)
ギリシャ	1.2	0.9	3.9	6.0	0.3	2.7
ポルトガル	1.2	1.4	10.6	13.1	0.4	6.1
イタリー	6.1	7.9	23.7	37.6	0.6	17.8
スペイン	3.5	13.4	40.7	57.5	2.5	26.5
アイルランド	2.9	9.2	65.5	77.6	15.7	29.8
以上小計	14.8	32.7	144.3	191.8	19.5	83.0
フランス	34.7	88.1	60.2	182.9		87.6
ドイツ	38.2	34.8	40.5	113.5		54.4
オランダ	11.7	22.3	45.4	79.4		38.0
ベルギー	3.4	3.2	4.2	10.9		5.2
合計	102.8	181.1	294.6	578.5		268.2

出所: FSR, Dec. 2011.

れだけ不良債権が出てくるのかまだわからないで

コア Tier1比は引当金控除後の総額で計算。

破綻で国有化され有名になったノーザン・す。

口

ッ

先ほど述べましたイギリスの銀行の貸出しのこの 間の増分の半分は商業用不動産です。そこからど ゆる商業用不動産はまだ下がり続けております。 ほうは値段が落ちついておりますけれども、 たくさんあるようです。加えて、家庭用の住宅の 猶予や金利減免したもの、これが不良債権の定義 債権」がかなりあります。 も、イギリスの銀行のポートフォリオには れほどすぐ景気がよくなる理由はありません。 から外れて発表されておりません。これがかなり ときにさんざん批判されましたけれども、 ス経済自体も、 さらに、今日は報告できませんでしたけれど この動きは変わらないでしょうから、そ 財政赤字の中で緊縮財政を進め 日本は不良債権処理 支払い 「不良 わ 7

で進んでいくと思います。

でいるRBSとロイズはいつ売却できるのか全く 却できました。でも、 クは何とか今年の初め、バージン・グループに売 わからない状況です。恐らくかなり厳しい状況だ 多額の公的資金をつぎ込ん

ません。けれども、方向性としてはこういうこと 二〇一五年までに法制化が済むかどうかは分かり こういう厳しい状況で、スケジュールどおり、

と思います。

す。これを今日のお話のまとめにかえさせていた よりも、これで安全か否かということをもう一度 か、できるか否かが日本では報道されます。それ 考え直してみる必要があるのでないか、と思いま 最後に、バーゼル委員会の基準を達成するか否

いました。

融改革の方向や、我が国にとっての示唆に富んだ を行っていただきました。また、今後の英国 英国の銀行改革につきまして、 大変詳細な分析

うか。 ちょうだいいたしたいと思います。いかがでしょ すので、ここで皆様方からの御質問や御意見等を それでは、若干時間を残していただいておりま

お話を聞かせていただいたと思います。

いただきたいと思います。 それでは、私のほうから先生に一つ質問させて

銀行経営者にとってつくり出すのではないかと思 る従来のモラルハザードとは異なった心理状態を て救えない」というメッセージ、これは、い いますが、こういう「大きすぎて救えない」とい 繰り返しお話ししていただきました「大きすぎ

うメッセージがイギリスの金融界の皆さんにどう

だきたいと思います。(拍手)

えていただきたいと思います。いう反応を与えているのか、おわかりでしたら教

のレポートに対しては、中間報告から最終報告に 小林 そこまではわからないのですけれども、こ

す。「大きすぎて救えない」というのは、こうい至る過程でいろんな意見聴取をしているわけで

す。ただ、恐らく前から too big to fail に対する読み取っております。また、そう読めると思いま

にそれがメッセージだと言って、そういうふうにう表現が文章の中にありますけれども、私は勝手

民がどういうふうに考えているのかです。昨年の一つ、銀行関係者というより、厄介なのは一般庶

批判はかなり強まっております。それから、もう

公的資金が入っています。そこの責任者であったつぶれて、何千億円か、あるいはもっと、相当な暮れ、RBSの報告書が出ております。RBSが

人は、RBSとの契約で相当の額の年金を毎年受

おりです。そういう状況の中で銀行に対する不満これは当然、自分の権利だと。法律的にはそのとけ取っていて、絶対に返さないと言っています。

等は非常に大きいわけです。

ます。やはりこれからは、何かあった場合に政府銀行の関係者もほとんどがそう考えていると思いらお金を注ぎます、とはもう言えない状況です。こういう中で、これからも銀行がだめになった

も抵抗はできない状況にあるのでないかと思って銀行界は不満かもしれませんけれども、少なくとしなければならない。だから、破綻処理の容易性が救済することはあり得ない、これを前提に活動

賃問者 イギリスの制度改革は、今御説明があおります。

終の報告書も出た。どこかで見たような気がしま

そのあたりはどんなふうに見ていらっしゃるか、も、うまく通っていくという状況なのかどうか、野党対立とかいろいろあるんだと思いますけれど野党対立とかいろいろあるんだと思いますけれども、国会に法案までは出たみたいな気が

あるいは情報をお持ちでしょうか。

小林 政治的なことは本当を言うとよくわかりません。法案が出たのは監督体制の再編についてで、今年中に通したいということだと思います。法案ができ上がったのが去年の夏ですから、審議は始まっているでしょう。議会でいろいろ修正等

ますと、この法律をつくるのは非常に難しい仕事フェンスの場合、法制化を図るということになりの自己資本比率、これに関しては、特にリングそれから、リングフェンスと一七%から二○%

関

してはほぼ通るのだろうと思います。

五年ぐらいに法律ができるというペースでないかまだ法案ができていませんので、早くても二〇一ういうことを決定しなければなりません。これはだと思います。どの業務がどっちに入るのか、そ

す。そこで大銀行との間であつれきが起きてどうな指導を強めていくということになると思いまとに各業務をやっているわけですから、監督当と思います。ただし、実質的には銀行は各部門ごと思います。

の間ではいつもけんかしていました。そんな状況問題などをめぐってイングランド銀行と四大銀行どの大銀行は預金銀行が海外に出ていくことをグランド銀行は預金銀行が海外に出ていくことをしようもなくなる可能性はあります。昔からイン

質問者 過渡期の問題のところで若干触れられた

になるのかもしれません。

社外流出を抑えるということを一生懸命やっ

ていますけれども、

儲けもそれほど大きくないと

をしてくれればいいのでしょうけれども、難しいでこれを達成しようと予想されるのか。単に増資いうことになった場合、各銀行はどういった対応

ところだと思います。

52巻 調達を図るのは難しい。したがって、配当をやめ 第 らいは国の資本です。現在の状況で、株式で資金 を Sは国の資本が八割ぐらい、ロイズでも約半分ぐ 、RB

はあるはずです。それから、Tier2に入る資本で行の自己資本比率は少なくとも一一%から一二%か。今、手元に資料を持っていませんが、大手銀か。今、手元に資料を持っていませんが、大手銀かので、なかなか進みにくいという状況があり

すが、そういうものを Tier2以上に発行しており

%という数値を達成するのは難しいことではなイルイン・ボンドに乗りかえていけば、別に一七ていませんが)、そういうものが法制化されてべますので、ベイルイン・ボンド(まだ法制化され

むしろ、それよりも問題なのは、イギリスの銀い、と思われます。

投げ売りをせざるを得ません。恐らく焦点はそちえるのかが問題です。これができなければ資産の期が到来いたします。これをいかにうまく借り換かつて発行した短期債の何割かが今年の前半に満行、特に今年の前半と言われていますけれども、

合わせてやるなら二○一九年の話です。中長期に早いほうがいいのでしょうけれども、バーゼルに早いほうがら、恐らく二○一五年ぐらいまでに法律をつながら、恐らく二○一五年ぐらいまでに法律をつ

らに行くだろうと思います。そういうのを済ませ

発行している社債をうまいこと借りかえられた

英国の銀行改革 (独立銀行委員会報告)

小林先生、どうもありがとうございました。

(拍手)

す。

ろう、 ておりませんけれども、そんな感じで見ておりま ら、一七%というのは別に難しい数字ではないだ と思います。 個別の銀行はきちんと検討

若林常務理事 それでは、時間も参りましたので、これで本日 ほかにございませんでしょうか。 す。

の「証券セミナー」は閉会とさせていただきま

(こばやし)じょうじ・当研究所評議員・客員研究員)(こばやし)じょうじ・元 専 修 大 学 経 営 学 部 教 授

(この講演は、

平成二四年二月九日に開催されました。

-81 -

小 林 襄 治 氏

略 歴

1967年 京都大学経済学部卒業

1973年 東京大学経済学研究科博士課程単位取得退学

1973年 日本証券経済研究所研究員

1986年 青山学院大学経済学部助教授

1998年 専修大学経営学部教授

2007年 専修大学経営学部教授 退職

1986年以降、日本証券経済研究所非常勤·客員研究員 2010年4月以降、日本証券経済研究所評議員

主要論文

「英国の証券業 |

「英国証券取引所の改革 |

「英国マーケットメーカー制の一考察 |

「証券ブローカーとマーチャントバンク」

「金融サービス市場法の成立」

「英国銀行危機とシステミックリスク」

いずれも『証券研究』、『証券経済研究』

翻訳 [共訳]

『ウィルソン委員会報告』 日本証券経済研究所 カロッソ『アメリカの投資銀行』『証券研究』 『金融サービス法』、『金融サービス市場法』 日本証券経済研究所 トマス『イギリスの金融・証券革命』 東洋経済

共 著

『図説 イギリスの証券市場』 日本証券経済研究所 『機関投資家と証券市場』 日本証券経済研究所 『東京証券取引所50年史』 東京証券取引所 『イギリスの金融規制』 日本証券経済研究所 『山一証券100年史』 日本経営史研究所